

1. 件名：福島第一原子力発電所における実施計画の変更認可申請（使用済セシウム吸着塔一時保管施設（第三施設）の変更）に係る面談
2. 日時：令和3年7月21日（水）13時30分～14時30分
3. 場所：原子力規制庁 6階会議室
4. 出席者  
原子力規制庁  
原子力規制部 東京電力福島第一原子力発電所事故対策室  
横山係長、新井安全審査官、高木技術参与  
東京電力ホールディングス株式会社 福島第一廃炉推進カンパニー  
福島第一原子力発電所 担当4名（テレビ会議システムによる出席）

#### 5. 要旨

- 東京電力ホールディングス株式会社（以下「東京電力」という。）から、11月17日付けで申請のあった実施計画の変更認可申請（使用済セシウム吸着塔一時保管施設（第三施設）の変更）について、資料に基づき主に以下の説明があった。
  - ボックスカルバートの形状やHICの保管状態などについて
    - ✓ 第三施設のボックスカルバートは、鉄筋コンクリート床版上に設置しているため、コンクリート／コンクリートの摩擦面となっている。なお、仮保管施設では地面に鋼板を敷設しているため、鉄／コンクリートとなっている。
  - HICの表面線量率の測定について
    - ✓ HICの表面線量は、一時保管施設へ運び入れる際HICの上・中・下段で測定し、一番高い値を表面線量として評価している。
- また、東京電力から以下のことについて口頭で説明があった。
  - 変更認可申請である表2. 2. 2-1評価対象核種及び放射能濃度（以下「本表」という。）の注釈に記載している、第三施設からの直接線・スカイシャイン線による実効線量の評価においてスラリー（炭酸塩沈殿処理）の放射能濃度を本表の3/4としていることについては、見直し後の評価用線量が現行評価値の3/4としていることに起因している。
  - また、本表に記載している全核種の放射能濃度を3/4としているのは、評価用線量において本表に記載している放射能核種のうちSr-90の制動放射X線の寄与が大きいためである。
  - 表面線量率の測定の際、HIC表面の計測点とセンサー間に隙間ができないよう、HICをセンサー側に押しつけて測定している。
- 原子力規制庁は、上記説明を受け、東京電力に対し以下の内容をコメントした。
  - 本表に記載されている全核種の放射能濃度を3/4としているのは、Sr-90の制動放射X線の寄与が大きいためとしているが、敷地境界線量評価に対しどの程度寄与しているかなど、評価線量と本表の放射能濃度の関連性について説明すること。

#### 6. その他

資料：使用済セシウム吸着塔一時保管施設（第三施設）の変更に係る実施計画変更認可申請について（補足説明資料）

以上